

# サザンクリーンセンター推進協議会理事会

日時：平成 23 年 11 月 9 日（水）10:00～11:40

場所：南部総合福祉センター 2階会議室

## 出席者

上原裕常	上原 勲	宜保晴毅	屋良国弘
古謝景春	照喜名智	比屋根方次	知念昭則
古堅國雄	仲里 司	上間 明	儀間信子
比嘉 讓	神谷信吉	瀬底正真	

事務局長 理事の皆さんおはようございます。本日は 23 年度の第 2 回の理事会でございます。それではお手元の議案書の次第に沿って、まず古謝会長のご挨拶を頂いて市長の司会によって議事を進めて頂きたいと思っております。それではよろしくお願いいたします。

会 長 理事の皆様おはようございます。第 2 回目のサザン協の理事会を開催いたしました所、公私ともに大変お忙しい中におきまして本日は全員出席の理事会となっております。これまでも私共南産協で十年余議論をした中で、長期的な視点というのは方向性が決まっておりますけれども、今我々が抱えている短期的な部分をどうするかという事で早急にそれを解決しなければいけないという事で、私ども今盛んに地元説明会をしたり色んな形で今それに基づいて議論をしております。今日はそれも踏まえた内容の協議という事でございますので、是非忌憚のないご意見、そしてこれから問題を解決していく上でしっかり我々が方向性を示さなければいけない大変重要な時期でございますので、皆様のご理解を得て、全議案が滞りなく承認される事をお願い申し上げて簡単ではございますが私の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

会 長 早速議事に入りたいと思っております。日程第 1、報告第 1 号平成 22 年度サザンクリーンセンター推進協議会事業報告についてと、日程第 2、認定第 1 号平成 22 年度サザンクリーンセンター推進協議会歳入歳出決算については関連しておりますので、一括して審議したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第1号平成22年度サザン協事業報告について、資料1でご説明申し上げます。22年の事業報告でございます。1番目会議、理事会でございます。3回開催しております。1回、2回については予算、決算或いは会則の改正という事で原案通り可決しております。第3回の理事会においては幹事会における取り組み状況という事で、中間報告が出されております。その時は結論が出なくて糸豊サイドが持ち帰って4月を目途に報告をするという事でその理事会は終わっております。この議案については継続審議という事になっております。それからカッコ2番目。市町長会議、これは1回開催しております。その中で協議事項2の方になりますけども、今後のサザン協事業については、この最終処分場の是非も含め幹事会で本年度内に具体的な方向性を打ち出すという事で確認をして、この幹事会の取り組みが3番目の幹事会になります。これは10回開催しております。2ページから3ページの上の方にまたがって幹事会の方で議論しております。21年の5月に最終処分場によらないごみ処理、いわゆるゼロエミッションという事で理事会の方で議決をした訳なんですけど、それに対する検証或いは可能性とかそういったものを検討し、今後サザン協としてどう取り組んでいくかという事で10回に渡って幹事会は開催されております。その中間報告として幹事会で要するに最終処分場は必要であるという旨の中間報告が取りまとめられて、先程の理事会に提案した所でございます。それから4番目の方に部会の開催、これは1回開催しております。これはごみ減量部会、第3部会になります。その時はアンケート調査を実施しております。ごみの減量化或いはリサイクルに対する住民の意識調査のために調査を実施しております。家庭系については学校の協力を得まして或いは事業系については、許可業者に協力をお願いし快く引き受けております。それからカッコ5番目その他の会議としまして7回開催しております。これは幹事会を補完する事務方の調整会議になります。それから監査が1回、5月17日に行っております。以上が22年度の事業報告でございます。それでは資料2の方の平成22年度のサザン協歳入歳出決算書でございます。収入済額が9,725,332円、支出済額が1,161,302円、差引残額が8,564,030円という事になっております。詳細については事項別明細2ページの方で説明を申し上げます。まず歳入の方、1款1項1目繰越金でございます。9,725,332円、調定額通りの収入済みという事になっております。それから3ページの方になります。歳出の方でございます。1款1項1目の推進対策費でございます。この中で1節の報酬、2,084,000円に対しまして601,999円の支出済み額で、1,482,001円の不用額となっております。これについては先ほど事業報告の中でも説明しましたように、幹事会が主な会議の中心になっておりますので、部会とか或いは市町長会議とかそういった会議が持てなかったという事での不用額になります。それから幹事会の方が報酬を組んでおりましたけれども、これは職務の一環だという事で幹事の方が報酬を受け取らなかったためにその分不用額となっております。それから議員改選によりまして9月28日以降副会長の方が不在でございましたので、その分不用額となっております。それから4節の共済費2,000円で、1,090円の支出済み額で910円の不用額でございます。これは労災保険料の清算に伴うものでございます。それから7節の賃金427,000円でございますけれども、こ

れはまるまる 427,000 円不用額となっております。これは当初第 3 部会においてアンケート調査を実施しましたが、その集計作業に臨時職員を活用する予定でございましたけれども、職員の方で対応出来たためにその分まるまる不用額となっております。それから 8 節の報償費 360,000 円、これも 360,000 円不用額となっております。これも同じく第 3 部会のごみ減量化行動計画を策定する事なのですが、そのための側面支援のために環境アドバイザーを設置を予定しておりましたが、その設置が出来なくてそのまま不用額となっております。それから 9 節の旅費 1,892,000 円に對しまして、17,800 円の支出済み額で、1,874,200 円の不用額となっております。先程も申し上げましたように、会議の未開催によります不用額と、費用弁償が支出されなかった分と一番大きいのは第 3 部会が県外の視察を予定しておりましたが、これも執行出来なかったためにその分不用額となっております。それから 11 節需用費 1,172,000 円。144,321 円の支出済み額で、1,027,679 円の不用額でございます。内容についてはアンケート調査の封筒代とか、もしこの事業が確定すれば住民説明会のパンフレットとかを作成する予定だったんですが、これが出来なかったという事による不用額でございます。それから 12 節の役務費 1,395,000 円、29,625 円の支出済み額で、1,365,375 円の不用額でございます。これについても第 3 部会の方でアンケート調査の用紙を郵送する予定でございましたけれども、先程申し上げましたように学校とか事業者の協力が得られましたのでその分不用額となっております。それから 14 節の使用料及び賃借料 666,000 円、366,467 円の支出済み額に對し 299,533 円の不用額という事です。一番大きいのは第 3 部会においての県外視察にかかる自動車借り上げ料でございます。その分執行出来なかったために不用額となっております。それから 4 ページの方歳出でございますけれども予備費 1,727,000 円それもまるまる不用額となっております。以上が歳入歳出決算にかかる説明でございます。以上でございます。

会 長 ただ今事務局より報告第 1 号の事業報告についてと、認定第 1 号歳入歳出決算について報告がございました。質疑に入る前に監査を受けてございますので監査員から監査報告をお願いします。

監 事 おはようございます。監事を仰せつかっております与那原町の当山です。監事を代表しまして監査報告を行います。監査報告につきましてはお手元の資料をご覧になって頂きたいと思えます。平成 22 年度サザンクリーンセンター推進協議会歳入歳出決算について次の通り監査を実施したので報告します。

監査実施年月日：平成 23 年 7 月 7 日。監査所見、平成 22 年度決算審査に当たり当該会計の現金出納簿、証憑書類、預金通帳及び各種帳簿等を監査した結果、帳簿の記帳、証憑書類の整理、現金出納並びに保管状況はいずれも的確であり、適正に処理されている事を認めました。平成 23 年 7 月 7 日。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは報告第 1 号の事業報告についてと、認定第 1 号歳入歳出決算についての質疑を許します。

(進行の声)

会 長 よろしいでしょうか。それでは進行の声がございますのでお諮りをいたします。報告第 1 号平成 22 年度サザンクリーンセンター推進協議会事業報告についてと、認定第 1 号平成 22 年度サザンクリーンセンター推進協議会歳入歳出決算については原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め原案の通り可決いたします。

会 長 それでは次に議案第 1 号幹事会における取り組み状況の中間報告についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 1 号幹事会における取り組み状況の中間報告についてでございます。それについては資料 4 の 19 ページ。この議案は先ほどの事業報告でも説明した通り、2 月 26 日の第 3 回理事会において幹事会から出された議案でございます。その時には結論は出ませんでした。糸豊サイドは持ち帰って検討するという事で継続審議という事になっております。その後 5 月 30 日に糸豊の方から、代表で糸満市の副市長の方から事務局に対して、この報告書については了承するという旨の回答がございました。そういう事で一緒に共同事業に参画するという事でございます。そういった事で今回この継続審議となっておりますので、最終的な議決をお願いしたいという事でございます。以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がございました。この事については 4 月 9 日の市町長会議においても最終処分場の是非も含めて幹事会で方向性を出して・・・糸豊が持ち帰って確認するという事ではございました。その事については理事会でも方針を報告するという事でございますので、すぐに、5 月 30 日を受けて理事会を開催するべきであったんですが、それが出来なくて今日になっておりますけども、その確認をするという事でございますが、よろしいでしょうか。

(はいの声)

会 長 それではお諮りします。先の幹事会における取り組み状況の中間報告についてでございますけれども、糸豊が参加をするという事でございますのでそれで承認よろしいでしょ

うか。

(異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。

それでは次に議案第 2 号平成 23 年度サザンクリーンセンター推進協議会補正予算（第 1 号）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 2 号平成 23 年度サザン協補正予算（第 1 号）でございます。資料 3 でございます。平成 23 年度サザンクリーンセンター推進協議会補正予算歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ 6,837,000 円を増額し、歳入歳出それぞれ 10,564,000 円とするものでございます。それでは事項別明細の 3 ページの方をお開き願います。1 款 1 項 1 目繰越金でございます。今回 6,837,000 円補正を致しまして、8,564,000 円とします。内容については先程決算でもご説明しましたように、22 年度の剰余金が確定しておりますので、その分増額補正をするという事でございます。それから歳出の方 4 ページの方 1 款 1 項 1 目推進対策費でございます。8,223,000 円増額補正をして 10,376,000 円でございます。内訳としまして 1 節の旅費でございます。5,463,000 円でございます。これは先進地視察を予定しております。今回最終処分場、屋根付きの最終処分場については県内にはそういった施設はございません。ですから本土の方でそういった施設を実際見るという事で、今回この旅費を組んでおります。この 65 名分なんです。内訳としまして理事が 15 名、それから幹事、副市町長の幹事が 6 名、それから市町村の担当部課長の皆さんが 6 名、それから清掃組合の職員が 6 名、それから地域住民の方が 20 名、それから報道機関として新聞記者等の 2 名を予定しております。それから随行として事務局の方が随行して参ります。計 65 名分の旅費でございます。それから 11 節の需用費 624,000 円でございますけれども、食糧費、これについては先進地先へのお土産代という事でございます。それから印刷製本費はこの事業が確定しますと、やはり住民向けの広報が必要だろうという事で広報の印刷製本費になります。600,000 円です。それから 12 節の役務費 81,000 円。今回サザン協のホームページをリニューアルする予定でございますので、それに伴う手数料という事でございます。それから 13 節の委託料 795,000 円については最終処分場の鳥瞰図作成委託料 300,000 円とプロモーションビデオの作成委託料 495,000 円、いずれも住民の理解を深めるために住民説明用として活用していきたいという事でございます。それから 14 節の使用料及び賃借料 1,260,000 円についてはこれは先進地視察の旅費にも連動しますので、自動車の借り上げ料 1,260,000 円でございます。2 款 1 項 1 目予備費でございますけれども、1,386,000 円を減額してこの推進対策の方に充当しております。以上が補正予算の説明です。以上でございます。

会 長 議案第 2 号平成 23 年度サザンクリーンセンター推進協議会補正予算第 1 号について質

問がある方は質疑を許します。

会 長 知念議員どうぞ。

理 事 歳出の推進対策費の旅費なんですけれども、内容的なものをあれしてるんですけど、住民として 20 人というのがありますよね。その内容的なものを説明お願いします。

事 務 局 これから建設候補地が確定する予定でございます。その辺と、例えば周辺の方々を先進地に連れて行くという事で、どこどこという事ではなくて基本的には周辺地域だという事でございます。

理 事 周辺地域という事はある程度皆さん方の中でどの辺に造ろうというような、内案的なものというのはもう既に出来てるというような考え方でよろしい訳ですか。

会 長 暫時休憩します。  
(休憩 10 時 21 分)

(再開 10 時 24 分)

会 長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。他に質問のある方はどうぞ。

理 事 今知念理事からもありました質問に関連しますが、20 名でいいのかなと。もっと地域の方々に見てもらうなら、もう少し多めに予算を組んでも地域の皆さんに見て頂くというような何かをしなくて良いのかなと。

会 長 事務局。

事 務 局 ただ今 20 名という予算でございますけれども、実際この数字がどうなのかというのはまだ検証しておりませんが、ただ、もし多くなるようであれば先程も、理事会でも、理事でもご覧になった方もいらっしゃると思います。幹事の皆さんにも。そういった部分から恐らくここに回せるんじゃないかなというふうに思っております。

理 事 地元の皆さんが理解しやすいように見て頂くという事で、そういうような検討もお願いします。

会 長 他にございませんか。

この事については各市町村の担当レベルまで見に行くという事になっておりますが、住民が多ければそれからも調整できるという事でいいですか。

他にございませんか。進行してよろしいでしょうか。(はいの声)

会 長 それではお諮りいたします。議案第 2 号平成 23 年度サザンクリーンセンター推進協議会補正予算（第 1 号）については原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会 長 異議なしと認めます。原案の通り可決する事といたします。

会 長 次に日程第 5 議案第 3 号サザン協が進める広域施設の建設候補地に関する考え方について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 3 号サザン協が進める広域施設の建設候補地に関する考え方についてでございます。この議案については今後廃棄物処理施設、サザン協が進める処理施設の配置についてはやはり考え方というのはしっかり持った方がいいだろうと、今後そういった地域説明会も予定されております。恐らくこういう考え方をしっかりしてないとなかなか住民の理解が得られない、或いは合意ができない、或いはこの事業が円滑に進める事ができないだろうという事で今回、これは幹事会の皆さんも了解をしておりますけれども、この考え方について提案をしている所でございます。少し読み上げたいと思います。25 ページの方お願いします。それではサザン協が進める広域施設の建設候補地に関する考え方。最終処分場を持たない南部はこれまで焼却灰等の処理を他地区へ依存してきた猛省から、自らのごみは自らで行うとの自区内処理を基本理念に既存する施設の役割や相互補完の観点から、段階的な整理・統合を経たうえで将来の施設一元化へと歩み続けることが懸案であるごみ問題解決に向けた有効な手段であり、6 市町がともに取り組むことが肝要である。しかしながら既存する三焼却施設が立地している地域は、これまで十数年の長きにわたり、ごみ処理事業に協力してきた経緯があり、これからも地域理解と協力を得るための努力が求められています。住民生活に欠くことのできないごみの処理施設は、地域の信頼のうえに成り立っている。これまで地域負担の労苦に感謝の意を表するとともに今後の廃棄物処理施設の受入環境を整えるため、互いに痛みを分かち合う観点から建設候補地は、公平に負担する「輪番制」とし、6 市町が共同責任のもと最重要課題として取り組んでいく事を確認する。平成 23 年 11 月 9 日サザンクリーンセンター推進協議会。でございます。裏の方 26 ページの方にはこの被覆型最終処分場の特徴を述べております。この処分場に屋根を覆う事によって雨水の侵入とか廃棄物の飛散、悪臭を防止すると同時に、周辺環境の保全にも適した施設だという事でございます。また当然汚水対策は万全にしていけますけども、この施設は同時に 2 カ所に区分をして埋め立てと並行して一方では屋内スポーツ場として活用、いわゆる先行利用する事が出来て地域にも親しまれる施設になります。15 年から 20 年後の埋め立て閉鎖によって広大な土地が出来ますので、その跡地利用としても地域活性化の起爆剤となることが期待されます。以上のようにこの最終処分場を被覆とすることによって多くの問題が解消され、この施設がどの地域でも受け入れ易い安心、安全な施設だという事で

この処分場の特徴を述べております。以上でございます。

会 長 議案第 3 号サザン協が進める広域施設の建設候補地に関する考え方についての質疑を許します。

(進行の声)

会 長 よろしいでしょうか。その事については幹事会でも承認を得て上げられております。輪番制とするという事でございますので、ごみ問題は一生懸命頑張りましょう。議案第 3 号サザン協が進める広域施設の建設候補地に関する考え方については原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め、原案の通り可決していこうと思います。

会 長 次に議案第 4 号最終処分場の規模についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 4 号最終処分場の規模についてでございます。27 ページでございます。最終処分場の規模についての幹事会における審議結果、ケース 1 です。埋立容量が 146,000 m<sup>3</sup>とすべきことに決定し、埋立容量については各清掃組合の実績値を押さえて 112,000 m<sup>3</sup>という事でございます。それでは 28 ページの方、次のページをお開き願います。これは最終処分場の経費でございます。概算でございますけれども糸豊の方が直結溶融炉が稼働しております。東部、島尻、島尻のごみを全量東部の方に焼却をします。そこから出る焼却残渣、不燃残渣、焼却飛灰、溶融飛灰という事でそれを埋めるためには 112,000 m<sup>3</sup>の規模が必要になって参ります。その中で最終処分場の建設費として 39 億 2 千万円かかります。用地費が 1 億 164 万円、焼却施設の撤去費が 1 億 4 千 479 千円、維持管理の方が、これ 15 年になります。5 億 416 万 5 千円で、最終的な市町村の負担額が下の方にあります 22 億 1 千 491 万 8 千円という事でございます。その決定の経緯についてご説明を致します。次のページ、29 ページの方をお願い致します。各ケース 1 からケース 3B まで検討してきております。このケースの検討に入る前に東部への溶融炉が設置できないとか、或いはゼロエミッションが推進出来ないとか色んな可能性を検討しましたけれども、いずれにしろ溶融に対する国の考え方の変化や、東部が基幹改良を終えた時期もあって交付金の返還が生じる可能性があるとか、またコスト増による財政負担が強られるという事もあって、やはりこの既存施設を上手く使った解決方法がいいだろうという事で、財政的なメリットもあるという事で今回このケースに分けて検討して参りました。それでは糸豊については各ケースとも直結溶融炉が稼働



するという事でございます。東部、島尻、ケース 1 については島尻の方が基幹改良もしくは東部へ全量お願いするという事がケース 1 です。これは先程説明した通りでございます。最終的な負担が 53 億余という事です。それからケース 2A とケース 2B がございます。その違いはこの最終処分場の規模、13,000 m<sup>3</sup>と 80,000 m<sup>3</sup>でございます。その違いといいますと、飛灰を入れるか入れないかの違いでございます。片や飛灰は山元還元をするという事でより規模を小さく 13,000 m<sup>3</sup>に持って行ける事が出来ると。で、飛灰を入れると 80,000 m<sup>3</sup>になるという事でございます。それについての経費が 72 億に対して 62 億という事でございます。それからケース 3A とケース 3B については、これも東部はそのまま焼却をします。島尻の方が全量糸豊、これごみの方。全量糸豊の方に行きます。そうするとこれも飛灰の差で 53,000 m<sup>3</sup>と 121,000 m<sup>3</sup>に分かれて参ります。そういう事からすると一番安いのはケース 1 でございます。ケース 1 の方が一番安価であるという事で、幹事会の方ではこのケース 1 を選択しております。それから次のページ 30 ページでございますけれども、先程の m<sup>3</sup>も含め、この清掃組合から出るのはトンで出て参ります。最終処分場というのは m<sup>3</sup>でございます。それをトンから容積に直さないといけない、それが体積換算率でございます。これまでのケースは旧南廃協のデータを使って計算をしたら 146,000 m<sup>3</sup>という事でございますけれども、各清掃組合の実際出てくる実績値を押さえた場合、各割合が違ってまいります。そうすると 112,000 m<sup>3</sup>でいいという事になります。そういう事でこれまでこういった議論を経てケース 1 を選択したという事でございます。以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がございました。議案第 4 号最終処分場の規模について質疑のある方はどうぞ。

理 事 これ先程 15 年から 20 年というふうにされてますよね。規模的なもの、数字的なものは絶対に正しい数字ですか。皆さん方のあれの中では。要するに 15 年から 20 年というあれの中で。私ちょっと懸念するのはひょっとしたら 15 年もかからないで満杯になってしまう、そういうような事は絶対ない？私ある程度は余分的なものも含めて規模的なものは、計算というのはやっておかないと後に後悔を残すような事になるんじゃないかと思うものですから聞きます。

会 長 これは私が答えます。15 年というのはこれは補助金のいわゆる申請する場合に基準になる数値でございます。それともう一つは一番懸念されるのが地元説明において、15 年を仮に 25 年持ちますよという説明はできない訳ですね。そういった事からしますと 15 年のしっかり数値を掴むという事と、もう一つはしっかり減量化を図っていくという事ですね、我々は両方進めていかないとその地域に対しては説明できないだろうという事で思っております。ただ 15 年という事はそういった中での基準だという事でしっかり押さえていくという事と、もう一つは事務局には最終的な実施設計に規模決定する時の数値をしっかり押さえておくようにという事で、減量化も含めて各担当部局でも検

討するよという事でこの前も正副管理者（会議）においても申し伝えております。そういう事でありますから余分に見て引き延ばしをするという事になると、住民に対して説明できないという事でありますから、仮に 15 年を目途にして減量化を図って 20 年に延びたというような事であれば、それは努力してやった事ですから住民に対してもこういう事で少し延びるけどもという事で説得はできると思いますが、これが 15 年のものが 25 年、30 年という事になるともう話にならないですから、そういう方向性でしっかり数値を押さえていくという事を今指示をしております。それともう一つは一元化の方向性で進んでくるわけですから、仮に東部清掃組合がまた次に基幹改良が必要だとある時に糸豊との関係も出てきますから、その時に住民の理解において、仮に糸豊が住民の理解を得て受け入れてくれるというような事であれば、また数値も下がってくる訳ですから、容量も。そういう事も含めて今後検討しなければいけないという事で、短期の部分をも整理して、長期の部分も十分議論しながらやっていくという事でありますから、それを過大、最大で見積もるといような事は私は差し控えた方がいいという事で考えて、事務局にしっかりそれを押さえていくよという事で申し上げておりますのでその点は一つご理解をして頂きたいと。

理事 会長の言ってる事は非常によくわかるんですけども、要するに皆が考えてる事は火葬場もあれば、今火葬の問題もありますよね、それから污水处理場の話もあれば色んな周囲から言われている迷惑施設というのが。これを今言ってるよある程度の規模を考えないでやった時にですよ、じゃあ最終処分場は 15 年でやりましょう、最高にしても 20 年位ではしましようという時に、次の時に火葬場の方もそういうよやり方をするのか、それから污水处理場にしましようよやり方をするのかと言ったらですね、私はこれはある程度の受け入れ側としては妥協をしなければいけない所がありますから、ただ住民説明の中では会長が言ってるのはもっともな事ではあるんですけども、そこの中には我々、その立場にある人達はある程度の容量というのを掴まえながらやっていかないと、次のはどうしますかという事で 15 年後には殆どのものがまた問題になってくるよ事ですので、そういう所はよく幹事会を含めてやってもらいたいと私は思います。これは住民説明会の中であくまでもそういうふうな方向で行きますけれどもというのはあるんですけども、私はそういう事は内々ではやるべきだと思いますよ。

会長 暫時休憩します。  
(休憩 10 時 44 分)

(再開 10 時 59 分)

会長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。他に質問ございませんか。

(質疑なし、進行の声)

会 長 それではお諮りを致します。議案第 4 号最終処分場の規模については原案通り可決する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め、原案の通り可決する事に致します。

会 長 次に日程第 7、議案第 5 号東部への島尻の一部事務移管の協議についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 5 号東部への島尻の一部事務移管の協議についてでございます。資料の 32 ページでございます。この東部への島尻の一部事務移管の協議については、資料の方にもありますように 20 年 1 月にこの行政組合の規約を改正した際に、一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務から、ごみ処理広域化計画及び施設整備に関する事務に変更してございます。その際このごみ処理広域計画とは、この南部地区の今後のごみ処理を円滑に推進するため当組合（南部広域行政組合）と三清掃組合の組織統合による意思決定の一元化を図るという事がございました。その事についてはサザン協の第 4 部会がございまして、その中で実務的な協議を行っていくという事でございます。それについては、平成 20 年 3 月の理事会においても一元化施設を造るという事で理事会の方で決議をしておりますので、そういった状況も踏まえ、それから先程幹事会の方でケース 1 を選択しておりますので、そういった状況も踏まえてこの一部事務移管に向けての協議を進めて行きたいという事でございます。以上でございます。

会 長 議案第 5 号東部への島尻の一部事務移管の協議についての質問のある方はどうぞ。

会 長 宜しいでしょうか。

(はいの声)

会 長 それでは進行という事でございますので進めたいと思います。議案第 5 号東部への島尻の一部事務移管の協議については原案の通り可決する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め原案の通り可決したいと思います。

会 長 それでは次に日程第 8、議案第 6 号最終処分場建設に伴う市町別負担割合についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

それでは議案第 6 号最終処分場建設に伴う市町別負担割合という事でございますけれども、33 ページの方になります。幹事会における審議結果は、施設の運営費については 100%搬入量割という事です。それから建設費や起債については搬入量割 70%、均等割 30%を基本とします。算定方法については色々搬入量の扱い等々がございますので、これは部会の方で検討させるという事が幹事会における結果でございます。それでは詳細については 34 ページ、これまでの経緯についてご説明を申し上げます。まず 34 ページは県内各組合の負担割合でございます。上の方の 3 つが東部、島尻、糸豊の負担割合でございます。東部については、運営については 100%搬入量、建設費や起債については 100%均等割という事でございます。それから島尻については、運営費については 100%搬入量割、建設、起債については 100%人口割という事でございます。それから糸豊については運営、建設、起債とも 100%全て人口割という事でございます。他の地域を見てみますと、那覇・南風原の場合、100%搬入量となっております。多分この南風原の方に迷惑をかけた分那覇市の側も多く負担するというふうな割合となっております。真ん中の下の方、中城村・北中城村清掃事務組合がございますけれども、これも 100%人口割という事になっております。恐らくこれは人口差がないという事であろうかと思えます。中城、北中城ともに 15,000 人余の人口でございますので人口差がないという事で 100%人口割という事になっております。それ以外の地域については建設費、起債とも大体人口割 7、それから均等割り 3 という事になっております。その状況を見てみますと人口の割合がかなり違います。例えば比謝川の方にしても向こうは読谷村と嘉手納町でございますけれども、圧倒的に読谷の方が人口が多い訳ですね。37,000 に対して 13,000 人の人口になります。それから倉浜についても向こうは沖縄市、宜野湾市、北谷町でございますけれども、沖縄市の方が圧倒的に人口が多いという事でございます。中部北についても向こうはうるま市と恩納村でございますけれども、うるま市が 11 万余り、恩納村が 9,000 名余り、そういった人口差が多いと、差が開きがあるという事である程度平準化を進めるという事で均等割 30%を持たせている所でございます。それでは次の方のパターンをご説明申し上げます。35、36 ページにまたがって検討して参りました。これについては特に南部の特徴としては最終処分場に持ち込む量が違います。糸豊については溶融飛灰、それ以外東部、島尻については焼却灰等々圧倒的に持ち込む量が違うという事で、その場合やはり人口割というのはちょっと適當ではないと、或いは搬入量割をベースに持って行った方がいいだろうという事でございます。それからこの廃棄物の量が違うと、要するに一番多いのは西原町、南城市が排出量が一番多い訳です。少ない所と極端に差が違うという事である程度均等割を持たせた方がいいだろうという事で、先程説明した他地区の状況を踏まえると大体 7:3 であるという事で、そういった状況も踏まえて 7:3 の方が妥当ではないかという事で幹事会の方ではそういう事で 7:3 という事で決定をしております。また、算定方法についてはいつ時点の廃棄物の量を数値を押さえるのかとか、色んな想定によって数値が変わって参りますのでその辺については部会の方で検討させるという事で幹事会の方では決定しております。以上でございます。

会 長 暫時休憩します  
(休憩 11 時 00 分)

(再開 11 時 03 分)

会 長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。質問のある方はどうぞ。

理 事 糸豊の比嘉であります。大変お疲れさんでございます。糸豊代表としまして少しばかりお話をさせて頂きたいと思えます。現在サザン協のメンバー15名ですか。その内南廃協からの生き残りといったら語弊がありますが、前古堅会長を含めてもう4,5名です。僕はサザン協の現在というのは南廃協の議論の延長線上にサザン協があるという認識をしております。そういった意味合いでは古堅会長には色々と勉強をさせて頂きまして大変感謝をしております。会議の中でも色々意見を申し上げて参りましたが、私たち糸豊それから糸満市議会議長もいらっしゃいますが、南部はひとつ、島尻はひとつという崇高な理念の下でこれまで色々たくさんの勉強もして参りました。それから住民の皆さんと一緒に激しい議論もやって参りました。その結果として現在の直結型灰溶融施設というのを二十数億かけて成し遂げたという経緯がございます。この負担割合については、是非私達糸豊が、糸満市、豊見城でございますがゼロエミッションというものを目指すという方向性の中でこれだけ歯を食いしばってしっかり頑張ってきたという結果については、各理事の皆さんにもご理解を頂きたいと思えます。そこでこの負担割合についてもこの7:3というのは一般的割合でありまして、サザン協の現在の状況においては今申し上げた通り状況が異なります。そういった事を踏まえても負担割合という事を是非ご検討頂きたいという事を是非お願い申し上げたいと思えます。以上であります。宜しくお願いします。

会 長 はい。他にご意見ございませんか。

理 事 先程事務局からの説明の中で各組合の負担率の説明があつたんですけど、それを聞いて感じる事は、確かにこの各施設の状況というのは、ごみの残るものは一緒だと思うんですよね。焼却灰と。ですから出すごみ残るごみも状況は一緒だと思うんですよ。だから7:3でも理解はするんですけども、今うちの比嘉理事が言ったように糸豊に関しては灰溶融して、実際にごみの減量、焼却灰の減量を、少なくしてるわけですから我々の議論の中でも幹事会の副市長の報告を受けて、とりあえず幹事会の7:3は決定じゃないと。それを議会で諮った時に我々が今まで頑張ってきたものは何なのかという事で、実際に私共がこの理事会の報告するにしても7:3で実際難しい状況にあるのが現実なんです。その辺の負担率の割合というのはもっともっと皆さんにご理解頂きたい。検討する余地があるんじゃないかなって思うんですけどもね。

会 長 どうぞ他にございませんか。

理事 休憩をお願いします。

会長 暫時休憩します。  
(休憩 11 時 25 分)

(再開 11 時 35 分)

会長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。他に質疑ございませんか。

(なしの声)

会長 宜しいでしょうか。それではお諮りを致します。議案第 6 号最終処分場建設に伴う市町別負担割合については原案の通り可決する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会長 ありがとうございます。原案の通り可決したいと思います。ありがとうございました。

会長 閉会の挨拶は前会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

理事 感無量です。せっかく会長からのご指名でありますので一言。非常に今日は前回 2、3 日前の正副会長会議で中身についても色んな角度から議論を詰めて掘り下げてやった結果、今日のような議案になっている訳ですが、糸満市長、議長、豊見城市長、議長から当然今日の議案についての割合、一番問題になるだろうと思っておりましたが、これはやはり成功させるために、建設の目標をお互いがベクトルを一つにして踏み込む体制が出来たという事で大きな、譲歩すべき所は譲歩して、重箱の隅をつつけばいくらでもお互い各地域の事情というのは重要ですから大変だと思いますが、議長さん方是非ひとつ体を張って議会の皆さん議員の一人一人を説得して頂いて、もしこれがおかしくなるともう殆ど永久に島尻はひとつなんて言えないと思いますよ。ですから是非お互い背水の陣を敷いて首長ももちろんですけど、そういう体制で今回は是非成功させて頂きますように私も非常に長い、長かったかもしれませんが、今日は非常に感無量の思いであります。どうぞ一緒になってまた造りましょう。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

会長 前会長ありがとうございました。これだけ私も言葉はキツイんですが、サザン協は覚悟をしての進め方でございますので一つご理解をして頂きたいと思っております。これからまた大変な作業に入るわけですが、そういう気持ちを生半可にやってるわけでもございませんし、しっかり市民を理解させて今の我々が抱えている課題についてしっかり解決をして参りたいというような事でございますので、今日はキツイ言葉を申し上げ

げましたけども、それを誤解されると困りますから、そういった方向性で覚悟でしっかり進めていくという事を一つご理解をして頂いて、この場を閉じたいと思います。ありがとうございました。